



りょういくてちょう

療育手帳について

○療育手帳って・・・？

ちてきしょう 知的障がいがあることを証明するものです。

しょう 障がいの程度は、3種類に分けられます。

おおさかふ しおう ていど
大阪府の障がいの程度
(総合判定)

- A : じゅうど 重度
- B1 : ちゅうど 中度
- B2 : けいど 軽度



○知的障がいって・・・？

- ① かんが おぼえ せつめい けいさん ちてき ちから しょう
考えたり、覚えたり、説明したり、計算したりする知的な力の障がい。
- ② それが 原因で、 せいいかつ こま お
それが原因で、生活に困りごとが起きている。
- ③ これが、 子どもの頃 (18才まで) から今まで続いている

⇒ この①②③がそろうことを、知的障がいといいます。

⇒ ③について、学力や知能(発達)検査の結果がわかる資料、家族などの話が必要です。難しい場合は、相談してください。(18才以上で初めて申し込む人)。

※ 18才以上で大阪府の療育手帳の判定を受け、知能(発達)検査の結果により非該当となった場合、その後、再度療育手帳の申請をされても、18才までにあらわれた障がいではないため、療育手帳は非該当になります。

○知的障がいが起こるのは・・・？

いろいろな原因がありますが、はっきりしないことが多いです。

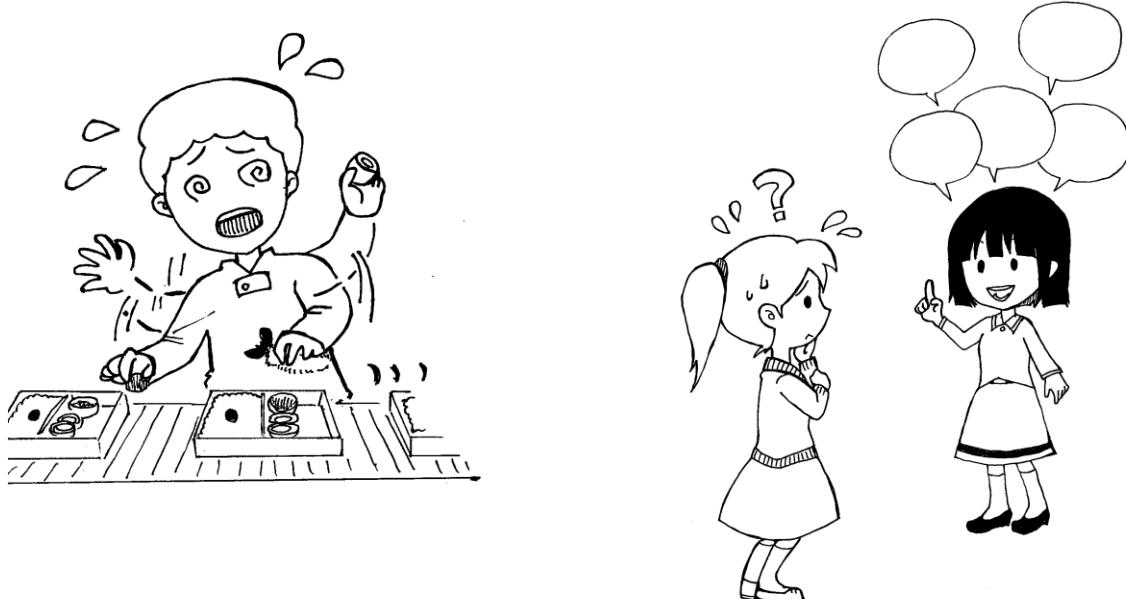
たとえば、病気、事故などで脳に傷を負ったことが原因となることもあります。そのため、障がいは誰にでも起こる可能性があります。

○こんなことで困っていませんか・・・？

子どもの頃：勉強がわからない・友達とうまく付き合えない・など

大人になって：仕事で失敗しやすい・言われていることがわからない・お

金の管理ができない・家事や育児が難しい・など



『わからない・自信がない・話についていけない・どうすればいいの？・また怒られた・頑張ってるのに・・・』

○療育手帳を持っていると・・・?

自分に知的障がいがあることを、分かってもらえます。

困った時に相談できるところがあります。

割引などのサービスを受けることができます。



○療育手帳の手続き・・・

すべての手続きの窓口は、住んでいる市町村です。

- ・はじめて申し込む時
- ・更新する時
- ・住所や名前などが変わった時
- ・大阪府以外（大阪市・堺市・他府県）へ引っ越しした時

※この場合は、引っ越し先の市町村が窓口です

- ・なくした時

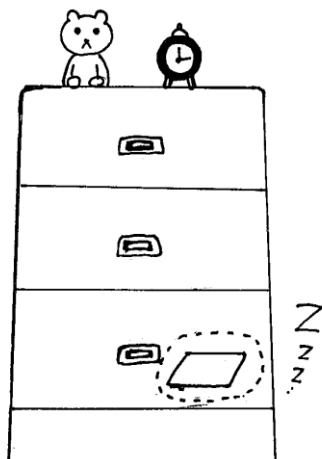


大事なのは・・・あなたが決めることです。

療育手帳は使いたい時に使うものです。

使わない時はしまっておいてもかまいません。

必要がなくなったら、返すこともできます。



お住まいの市町村：

療育手帳の窓口：

相談支援事業所：

障がい者就業・生活支援センター：

発行元 大阪府障がい者自立相談支援センター 知的障がい者支援課

〒558-0001 大阪府大阪市住吉区大領3丁目2-36

電話番号 06-6692-5263 FAX番号 06-6692-3981

このリーフレットと、さらにくわしい情報は、ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/titeki/kouhou.html>

令和5年12月改訂